

重 要

令和3年度前期授業料徴収猶予 及び月割分納について

1. 対象者

【徴収猶予】

- ① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる者
- ③ その他やむを得ない事由があると認められる者

【月割分納】

- ① 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる者

2. 申請書類配付

4月5日（月）から4月28日（水）まで学生課学生支援係の窓口で配付

申請期限日まで配付しますが、書類取得日に限らず、申請期限は下記3のとおりです

3. 申請書類受付

申請書：4月28日（水）17時まで（期間厳守）

受付場所：学生課学生支援係の窓口（配付場所と同じ）

申請書類は、学級担任（専攻長）に確認印を押してもらった後に学生課学生支援係へ提出すること

4. 留意事項

- ① 不許可となる場合がある。
- ② 審査のうえ、許可又は不許可を、申請者本人へ文書で通知する。
- ③ 徴収猶予の期間は令和3年9月末日までの希望する期間とする。
- ④ 月割分納が許可された場合は、毎月末日（休業期間中の分については、当該休業期間の開始前）までに、授業料年額の1/2分の1に相当する額を指定の方法で納付しなければならない。